

Vol. 72

マイセルフ

特集

P1▶P2

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

～性の多様性理解促進等事業～映画上映会&講演会

川島暢華氏 講演会要旨

P3▶P4

函館市からのお知らせ

函館市女性センターからのお知らせ

P5▶P6

back cover

相談窓口 / Hakodate かがやきネット

函館市男女共同参画情報誌 / 2024.9



困難な問題を抱える女性

女性が抱える問題は、生活困窮や性暴力など多様化しており、コロナ禍でさらに深刻化しました。従来の女性支援は、法改正前の売春防止法に基づく婦人保護事業が中心でしたが、社会の変化に対応できなくなっていました。

そこで、女性たちの自立を包括的に支援するため、官民一体で取り組む新たな『困難な問題を抱える女性への支援に関する法律』が2024年4月に施行されました。

売春防止法の変化

旧売春防止法（昭和32年4月施行）

売春を行うおそれのある女子に対し補導処分及び保護更生の措置を行い売春の防止を図る。

補導処分を受けた者を婦人補導院に收容し、更生のために必要な補導を行う。

婦人相談所、婦人保護施設等において売春を行うおそれのある女子に関する相談に応じたり、必要な指導を行う。

売春防止法（令和6年4月施行）

売春を助長する行為等を処置することによって売春の防止を図る。※補導・保護更生措置に関する一文が削除

廃止

新法へ引継ぎ

法律の概要

法律の目的	…… 様々な困難を抱える女性の保護や支援、自立の促進
支援対象者	…… 性的な被害や家庭の問題など、日常生活や社会生活に支障をきたす困難な状況にある女性（そのような状況になるおそれがある女性も含む）
支援の体制	…… 対象者の支援にかかわる関係者が女性本人を中心に連携・協力
関係機関等	…… <ul style="list-style-type: none"> ・女性相談支援センター（旧婦人相談所） ・女性相談支援員（旧婦人相談員） ・女性自立支援施設（婦人保護施設） ・民間団体等
支援調整会議	…… 支援を円滑に行うための情報交換、支援内容を協議する会議
教育・啓発	…… 相談窓口や施策の周知、自己の価値や支援を受ける権利を意識させるための性暴力防止教育や女性支援の啓発・広報
人材育成	…… 女性への支援に関する研修の実施、支援に従事する職員への処遇改善や人材確保
調査研究等	…… 定期的な実態調査、新たな支援の在り方の検討、専門的な人材の育成

女性への支援に関する法律

具体的な支援の内容

1. アウトリーチ等による早期の把握

困難を抱える女性が早期に相談支援を受けられるよう、国や地方自治体は相談支援センターや民間団体へのアクセスを広く周知し、多様な相談方法（電話、訪問、SNSなど）や関係機関同士の情報共有を行います。また、巡回や声掛けにより、根気強く支援対象者との信頼関係を構築し、支援を必要としながらも相談につながりにくい年齢層の対象者の早期把握に役立っています。

2. 居場所の提供

困難を抱えながらも、過去の経験から行政機関に相談しづらいと感じる女性や、支援の存在に気づかない女性も多く、民間団体や地方公共団体が提供する相談の場は支援を受けるきっかけとなります。アウトリーチ活動や居場所の活用を通じて、支援が必要な女性を把握し、支援機関とつなぎ、支援の継続性を確保するため、民間団体と連携して居場所の提供を行います。

3. 相談支援

支援に当たる職員は、本人の立場に寄り添って、課題や背景等の内容を整理し、最大限に本人の意思を尊重しながら支援方針を検討していきます。
一時保護や自立支援施設への入所が必要であれば、社会福祉サービス等を組み合わせながら、本人と一緒に支援計画を作成し、女性が置かれている状況に応じて、柔軟な対応を行います。

4. 一時保護

支援対象者の状況は様々で、求められる支援も異なります。保護された女性が未成年であれば、児童相談所の保護を受けるなど、一時保護を行う機関は、関係機関との連携が重要となります。一時保護期間中は、支援対象者の精神的安定を考慮し、状況を整理しながら自立に必要な情報を提供し、本人と共に自立についての意思を確認しながら支援の方針を検討していきます。

5. 被害回復支援

支援対象者の多くが性的被害や暴力、差別などの経験から心的外傷を抱えており、心身の健康の回復には時間がかかるため、専門機関と連携しながら医学的・心理学的支援を行い、中長期的に寄り添います。女性相談支援センターや自立支援施設では、支援中のフラッシュバックなども考慮し、本人の気持ちを尊重して寄り添う支援を行います。

6. 日常生活の回復支援

一時保護の後に中長期的な住居を提供し、女性相談支援員のサポートを受けながら、安全な環境で生活できるようにすることで、心身の健康を回復し、その人らしい日常生活を取り戻す支援を行います。安心できる生活環境と信頼できる人間関係の中で、支援者や他の入所者と共に生活を送る日々を重ねることにより、その人らしく生きることへの希望につなげていくことが重要です。

7. 同伴児童等への支援

同伴児童への支援は、学習支援だけでなく、医療機関や児童相談所などと連携し、心的外傷ケアや相談支援を行うことが求められます。また、保護者が十分な養育を行えない場合は、保育やショートステイなどの支援につなげる必要があります。一時保護の対象者が児童以外の者を同伴する場合、その状況をよく確認し、本人の意思を尊重しながら他機関と連携して支援を行います。

8. 自立支援

経済的自立だけでなく、個々の状況や希望に応じて福祉サービスを活用し、安定した日常生活や社会生活を送ることを含みます。これまで必要な医療を受けられなかった方や、生活に必要な知識や習慣を身につける機会がなかった方がいることを踏まえ、十分な情報提供と丁寧なソーシャルワークにより支援方針を決定し、支援調整会議での個別ケース検討も活用します。

9. アフターケア

地域生活への移行に際しては、一部の課題が残る状態で自立した生活に移行することが多いため、自立が孤立につながらないように、地域での生活再建を支えるアフターケアが重要です。また、退所後に再度困難な状況に陥った場合には、早期に状況を察知し、円滑に支援を実施できるよう、女性相談支援センターや女性自立支援施設などが緩やかに連携し続けることが重要です。

本人の立場に寄り添って相談に応じ、様々な関連機関と連携・協力し、一人一人のニーズに応じて包括的な支援を行います。

女性支援ポータルサイト

あなたの
の
ミカタ

厚生労働省の補助事業として、朝日新聞社は、困難な問題を抱える女性が必要な情報にアクセスしやすい環境を整備するため、女性支援ポータルサイトを作りました。

上記で紹介した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、支援情報や各自治体の無料相談窓口を掲載しています。

詳しくは右記のサイトをご覧ください。



<https://anata-no-mikata.jp/>

講演 要旨

～性の多様性理解促進等事業～ 映画上映会 & 講演会 「トランスジェンダーについて」

7月15日(月・祝)に中央図書館で開催された「性の多様性理解促進等事業」では、映画『片袖の魚』の上映と、川島暢華氏によるトランスジェンダーに関する講演会が行われました。上映した映画と講演会の内容の一部をお届けします。



上映作品 片袖の魚

トランスジェンダーの
ささやかながらも
確かな一歩を刻む 34分。
わたしがわたしを生きる物語

©みのむしフィルム



講演会 講師 かわしま のぶか 川島 暢華氏

「トランス X コミュニティ」主宰。
体が男性として生まれながら女性のアイ
デンティティを持ち、ホルモン療法を受

けているトランスジェンダー。

身体の性別に違和や疑問がある方への情報発信や居場所作りを行うほか、道内外で性別不適合やLGBTQ ツーリズムなどの講義や講演、各種出演を担う。

本業はトラベルクリエイター。旅行雑誌や観光サイトの編集制作活動を行うとともに、LGBTQの支援や啓蒙活動に携わる。

■ トランスジェンダーとは

トランスジェンダーとは、生まれた時の性別と現在認識している性別が異なる人のことを指します。これはLGBTQの「T」に該当します。対義語はシスジェンダーで、生まれた時の性別と現在の性別が同じ人を指します。

単純に、トランスジェンダーではない方は、シスジェンダーだと認識していただいて結構です。

LGBTQの人口比率は約8.9%で、トランスジェンダーは約0.6%～1.5%です。現在の函館市の人口(約23.8万人)を基にすると、トランスジェンダーの方は約1,400人以上いる計算になります。本当にそんなにいるのかと疑問に思う方もいらっしゃると思いますが、その感覚はその通りだと思います。

というのも、カミングアウトしている人は少ないからです。LGBTQ全体で42.6%しかカミングアウトしていないというデータがあり、親に対してはさらに少なく父親で約8%、母親で12.9%と周りに言えないということがわかります。

つまり、知らないだけで当事者は身近にいます。本日はいらっしゃる方の中にも当然、LGBTQ当事者はいらっしゃると思っています。そのため、必ずどこかにいる、身近にいるということは忘れずに意識していただきたいなと思っています。

■ 性別変更の要件

性別を変更するには、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の5つの要件をクリアする必要があります。

1. 18歳以上であること。
2. 現在未婚であること。
3. 18歳未満の子どもがいないこと(日本特有の要件)。
4. 生殖腺をなくすこと(不妊手術)。
5. 性的特徴が望む形に近い形状であること。

4つ目と5つ目の要件は手術が必要で、人権侵害とされることもあります。2023年と2024年に複数の最高裁判決で、手術の強制は憲法違反とされました。ただし、外見の形状を変えるために手術を必須とするのは違憲の疑いがあるということであって、5つ目の外観要件自体は無効にはなっていません。

日本では性別変更細かいガイドラインがあり、まず2人以上の精神科医の診断を受け、産婦人科医や泌尿器科医の会議で承認されてからホルモン治療が始まります。ホルモン治療後も精神科医との面談や会議を経て、健康に問題がないと判断されて初めて性別適合手術が可能となります。

私の場合、診断書をもらうまでに2年半、ホルモ

ン治療開始までにさらに 1 年 3 か月かかりました。病院や医師の数が少なく、診療時間も短いため、診察を受けるのが難しいのが現状です。北海道では診療から手術まで対応している病院は札幌医科大学附属病院のみで、受診希望者が多いため、初診は抽選に当たらないと受けられません。働いている方や地方に住んでいる方は、時間や交通費などの面でハードルが高いのが実情です。

さらに、金銭面でのハードルもあります。性別適合手術は 2018 年から保険適用となりましたが、ホルモン治療は自費です。性別適合手術を受けるためには、ホルモン治療をすることが前提となります。そうすると全て一緒に医療つまり混合医療ということになり、性別適合手術に保険を適用してもらえなくなっています。手術費用だけで最低でも 150 万円～ 200 万円ほどかかり、それ以外にも診療費や旅費、ホルモン剤などの費用負担もあり、かなりの金額になります。

■ 性別分けされた空間について

お風呂やトイレについて、関心のある方も多いのではないのでしょうか。厚生労働省は、男女別の場について「施設管理者の判断、従来どおり」という方針です。

お風呂に関しては、昨今「男が女といえど女湯に入れるのではないか」とおっしゃる方がいますが、それは誤解かデマです。公衆浴場に関しては、裸になった時の体の形状が典型的な男女どちらなのかで判断するという事は以前から変わっていません。厚労省が各自治体などに出した通知文では「体は男性、心は女性の者が女湯に入らないようにする必要があります」と記載されています。つまり、自認する性別の公衆浴場に入りたいといっても、体の形状が変わっていない限り自認する性別のお風呂には入れないということです。

トイレに関しては、性別不合（旧称：性同一性障害）の方に対する利用制限は設けておらず、施設管理者が個別事情に応じて検討するとしています。職場や学校など知り合いがいる環境では周囲との関係性次第で設管理者が判断し、公共施設などは日常生活の服を着た状態での外見と雰囲気次第で判断されています。

仮に、体の手術を済ませて法的な性別も変えた方だとしても、トラブルを恐れて利用をためらうという方や、合宿や修学旅行で共用のお風呂に入ることが苦痛という方も実は結構います。多目的トイレの利用に対しては、車椅子の方などここしか使えない方の利用機会を妨げる懸念から、誰でもトイレやジェンダーフリートイレの普及を望む声が多いです。女性から男性に性別移行した方は、立って用を足すのが難しいことや生理がある場合もあり、外で用を足しにくいという

あります。

性犯罪に対する不安は残りますが、お風呂やトイレは体を清潔にしたり用を足すためのものであり、トランスジェンダーの方も同じです。性犯罪を防ぐためには、施設構造の見直しや性犯罪の厳罰化が重要です。安全を維持するためにトランスジェンダーを排除するのではなく、犯罪が起こりにくい社会構造や刑法の見直しが大事だと思います。

■ マジョリティとマイノリティ

トランスジェンダーに限らず、様々なケースで同じことが言えると思います。マジョリティの方々と同様に生活できるようにするため、マイノリティの方々への差別や不利益をなくす考え方や取り組みについてです。

例えば、男性優位の社会構造が依然として存在する中で、女性が男性と同じように生活できるようにするための制度や取り組みが行われています。障がい者が電車を利用する際、健常者と同じように利用しにくい現状がありますが、これは社会設計が健常者を基準にしているためです。公平に利用できるようにするためには、エレベーターの設置など、インフラ整備に資金を投資する必要があります。

これらの視点はセクシャルマイノリティにも当てはまります。非 LGBTQ の方を基準にした社会制度であるため、例えば日本では同性婚が法制化されておらず、非 LGBTQ の方が当たり前のように持つ配偶者への相続権などが同性愛者カップルにはありません。他の方と同じように生きるためには同性婚の法制化が必要です。マジョリティを基準にした社会制度を、マイノリティが社会参画できるように変えていきましょうということです。

マイノリティのための施策に対しては、マジョリティの一部の方から「逆差別」や「なぜそこにお金を使うのか」といった意見が出ることがあります。例えば、女性専用車両に対する「男性差別」という意見ですが、これは見当違いです。女性が痴漢被害に遭う懸念から男性と同様に安心して乗車できない、つまり、公平に電車を利用できないため女性専用車両を設けているのであり、女性特権ではありません。マジョリティの方からすると、「下駄をはかせている」という気持ちになるかもしれませんが、マイノリティの方がマジョリティの方と同じように生活するために、下駄をはかせてもらってやっと同等の生活水準になるのです。

誰もが平等にというのはもちろんですが、誰もが公平に暮らせる世の中になることを願っています。

函館市からのお知らせ

「LGBT フレンドリー企業推進アドバイザー派遣事業」をご利用ください

性の多様性を尊重し、性的少数者に関する取り組みを推進する企業に対し、アドバイザー（社会保険労務士）を派遣し、その取り組みを支援します。

- 派遣対象 函館市内の事業所、事業者団体等
- 派遣費用 無料
- 所要時間 1回2時間程度（3回まで）

詳しくは、函館市 HP をご覧ください。



「女性つながりサポート事業」をご存じですか？

仕事や家計、家庭内のトラブル等、毎日の生活の中で感じる不安や悩みはありませんか。女性への相談支援や生理用品の提供を行っていますので、お気軽にご連絡ください。

- 対象者 函館市内に在住、在勤、在学の女性
- 相談先 ウィメンズネット函館 TEL：0138-33-2110（月～金曜日 午前10時～午後5時）
- 生理用品の提供 ・女性センター（各種相談窓口、ホッとたいむ）
・女性相談室（市役所本庁舎、亀田支所）
・ウィメンズネット函館 他

詳しくは、函館市 HP をご覧ください。



お問合せ 函館市市民部市民・男女共同参画課 TEL：0138-21-3470 FAX：0138-23-7173
E-mail：danjokyodo@city.hakodate.hokkaido.jp

函館市女性センターからのお知らせ

集客力 UP! スマホだけでできる

SNS 活用講座

各 SNS の特徴やターゲット設定、運用時の注意点など、集客に効果的な SNS の運用について学びましょう。

10月21日 月

午後6時～午後8時

申込開始／9月24日（火）午前10時より



男だらけの台所

MEN's キッチン

日常生活の自立を目的に、初心者の男性でも簡単に出来て、実用的な家庭料理を学びましょう。

11月16日 土

午前11時～午後1時

申込開始／10月19日（土）午前10時より



SDG's を考えよう!

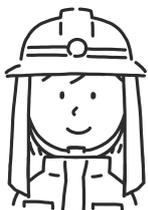
消防における女性の活躍推進

函館で初めて女性で消防士となった講師から話しを聞き、ジェンダーについて考える講座です。

12月4日 水

午後6時～午後8時

申込開始／11月6日（水）午前10時より



冬休み・親子でチャレンジ

鹿ツノで笛を作ろう!

鹿の角を用いて親子で一緒に作品を作り、冬休みの自由研究にも役立てましょう。

1月7日 火

午後1時30分～午後3時30分

申込開始／12月10日（火）午前10時より



第44回

女性センター まつり

キッチンカーも
やってくる!!

2024年

10/27(日)

10:00~15:00

函館市女性センター

入場無料!



Nikkorin

イベント広場

開会式

10:00~10:15

フラダンスステージ&体験会

10:15~11:10 健康フラダンス「ハイビスカス」

合唱ステージ&体験会

13:30~14:10 函館男声合唱団

お楽しみ抽選会・閉会式

14:30~15:00



館内展示

10:00~15:00

利用団体の活動内容等の展示を行います。

バルーンルーム

10:00~14:30

なかよし広場が風船でいっぱいになるよ!



バザー

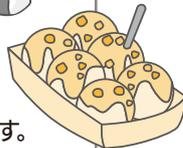
10:15~14:30

雑貨や衣類などを販売します。



食事処

おにぎり 鹿ケバブ だし巻き卵
たこ焼き 鹿串 コーヒー
塩焼きそば 唐揚げ 紅茶 etc.



食事の提供 10:15~14:30

※飲料の食券は14:15までに引き換えをお願いします。

キッズコーナー

11:15~13:15 東川児童館

自分だけのハロウィンカップでお菓子をゲット!



体験会メニュー

そば打ち体験 ￥1,000

男の料理 函館遊友倶楽部
10:15~12:45

※10月12日(土)までに
女性センターの電話または
窓口でお申込みください。
(先着10名)

気功体験

鈴蘭気功サークル
10:15~12:30

ゆっくりとした動作の気功で
リラックスしましょう。

お琴の体験

七草会
10:30~14:30

お琴を体験したり
尺八との合奏を楽しみましょう。

ヨガ体験

やさしいヨガサークル
10:30~11:30

初めての方も気軽にご参加頂けます。
ヨガのポーズとゆったりとした呼吸の
気持ちよさを一緒に楽しみましょう!

ボディーワークショップ

￥600

niconico_BodyWork
13:00~14:30

ゆるゆる動いて
体の感覚を育てましょう。

※来場者駐車場はありませんのでご了承ください。

函館市女性センター

函館市東川町11-12

電話:0138-23-4188

〈主催〉女性センターまつり実行委員会

〈後援〉函館市・函館市教育委員会

相談窓口

配偶者からの暴力、家庭生活、困りごと、悩みごとなど、お気軽にご相談ください。

函館市女性センター

- DV・虐待・離婚相談 ●働く女性の悩み相談
火・木曜日 10時～15時
水・金曜日 18時30分～20時30分
Tel.84-8742
- セクシャルマイノリティ相談
水曜日 13時～17時
Tel.23-4188

ウィメンズネット函館

月～金曜日 10時～17時
Tel.33-2110

女性相談室

(函館市配偶者暴力相談支援センター)
〔市役所本庁舎2階〕 Tel.21-3010
〔亀田支所〕 Tel.86-7100
月～金曜日 8時45分～17時30分

函館・道南 SART

- 性暴力被害者相談 Tel.85-8825
月～金曜日 10時～17時

配偶者暴力相談支援センター

〔渡島総合振興局環境生活課〕
月～金曜日 9時～17時 Tel.47-5789

家庭生活相談 (電話および面談)

〔函館家庭生活カウンセラークラブ〕
●女性センター Tel.84-8742
月・金曜日 10時～12時・13～15時
木曜日 18時30分～20時30分
水曜日 10時～12時

●湯川支所 Tel.57-6161
火曜日 10時～12時

●亀田支所 Tel.45-5581
木曜日 13時～15時

マザーズ・サポート・ステーション

- 妊娠 ●出産 ●子育て
〔函館市子ども未来部母子保健課〕
Tel.32-1565
月～金曜日 8時45分～17時30分

ひとり親家庭サポート・ステーション

- 市役所本庁舎2階
月～金曜日 8時45分～17時30分
第2木曜日 8時45分～19時30分
- 亀田支所
月～金曜日 8時45分～17時30分
第4木曜日 8時45分～19時30分
※第2・第4木曜日17時30分以降は要事前予約

道立女性相談援助センター

月～金曜日 9時～17時

女性の人権ホットライン

〔函館地方事務局〕 Tel.0570-070-810
月～金曜日 8時30分～17時15分

北海道警察函館方面本部

相談センター #9110 / 緊急時は110番へ

函館被害者相談室

水曜日 10時～15時 Tel.43-8740

函館市男女共同参画メールマガジン

Hakodate☆かがやきネット



配信をご希望の方は、
どうぞ、ご登録ください！

★登録方法★

- ①函館市 ホームページ (<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014012900355/>)
- ②函館市女性センター ホームページ (<https://www.hakodate-josen.com>)
- ③配信サイト「まぐまぐ！」 (<https://mobile.mag2.com/mm/0000233240.html>)

女性センターで行われている講座やイベント、職場や家庭での男女共同参画(ワーク・ライフ・バランスなど)のエッセンス、講演会や書籍の紹介、内閣府からのお知らせなど、男性と女性がともにいきいきと暮らすためのお役立ち情報を、誰もが気軽に読むことができる内容にしたものです。

こちらから
簡単アクセス！



毎月1回
配信信中！

HAKODATE 男女共同参画情報誌
マイセルフ 2024・秋 Vol.72
令和6年(2024年)9月発行

企画・編集／函館市女性センター

発行／函館市市民部市民・男女共同参画課

〒040-8666 函館市東雲町4番13号
TEL.0138(21)3470 FAX.0138(21)3195
E-mail:danjokyodo@city.hakodate.hokkaido.jp

